

平成 21 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（第 1 回）  
議事概要

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成 21 年 11 月 16 日（月）16：00～18：00

場 所：糖業会館（2 階ホール）

2 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、小林由幸、白石寛明、福島哲仁、福山研二、堀江和臣、森田昌敏

3 会議の概要

環境省より本事業の目的、経緯及び本年度（最終年度）の目標が、事務局より当該検討会の趣旨等についての説明がなされ、次いで開催要領（案）が原案どおり了承された。

（1）座長の選出について

開催要領に基づき座長の選出が行われ、座長には昨年度に引き続き森田昌敏委員が選出された。

（2）農薬散布における立入制限範囲及び期間の設定方針について

事務局より、平成 17 年度に環境省が実施した公園・街路樹における農薬散布に関する自治体へのアンケート結果並びに平成 18～20 年度に実施した本事業におけるモニタリング調査結果及び基礎調査結果の概略について説明がなされた。その後資料 4 の「市街地公園及び街路樹への農薬散布に係る立入制限範囲及び期間について（案）」に従い、立入制限範囲及び期間の考え方について説明があった。

委員による主な意見及び討議内容は以下のとおり。

ろ紙への付着については、ミストの他、蒸気が凝縮されて付着した可能性があるが、蒸気圧の低いエトフェンプロックスを用いた本年度のモニタリング調査で、農薬のミストとしての到達範囲が明確になるのではないかと。

ミスト落下範囲は検出感度の違いにより変わるので、ミスト落下のうち毒性学的に意義のあるものについて明確化すべきである。

毒性学的に意義のあるミスト落下については、許容一日摂取量（ADI）を用いて評価すべきである。

街路の通行止めを行うことは現実的には困難である。

土壌及び葉からの経口・経皮暴露量と ADI との比較では、子供だけでなく成人（妊婦）についても試算したほうが良い。

討議の結果、以下の点について了承された。

暫定マニュアルの改訂において、立入制限範囲及び期間の概念を追加する。  
暴露の評価対象者としては、街路樹又は公園に隣接した住居に住む住民等とし、特に高リスクと考えられる小児を中心に考慮する。

まず、立入制限範囲については、毒性学的に意義のあるミスト落下に基づいて散布中・直後と散布後に分けて設定する。

次に、立入制限期間については、気中濃度が農薬吸入毒性評価手法確立調査部会で設定予定の気中濃度評価値を原則超えることがない期間とする。ただし、土壌及び葉表面からの経口・経皮暴露量の総和が、原則、ADIの10%を超えないことを確認する。

以下の点については今後も継続して検討することとされた。

本年度のエトフェンプロックスを用いたモニタリング調査から、毒性学的に意義のあるミスト落下の定義を明確化し、立入制限範囲について、散布中・直後と散布後に分け、風速、樹高毎に試算を行う。

土壌及び葉からの経口・経皮暴露量とADIとの比較では、子供だけでなく成人(妊婦)についても試算を行う。

### (3) モニタリング調査の実施状況について

試験実施事業者の株式会社島津テクノロジーより、資料5「平成21年度モニタリング調査の試験計画について」に従って、農薬飛散範囲調査及び除草剤散布後気中濃度等調査の計画および進捗状況について報告が行われた。

委員からの主な意見は以下の通り。

散布機のノズルについてメーカー名や品番を表記すること。(ノズルによって散布薬液の粒径が大きく異なるため)

分析法は手順、回収試験(再現性を含む)等について明記すること。

これら指摘を反映して調査を進めることとされた。

### (4) その他

事務局より、次回の検討会の開催日程については今後調整する旨が報告された。

(以上)